

住機規程第83号

独立行政法人住宅金融支援機構業績連動型賞与制度実施規程を次のとおり定める。

平成29年11月20日

独立行政法人住宅金融支援機構理事長 加藤 利男

独立行政法人住宅金融支援機構業績連動型賞与制度実施規程

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 業績連動型賞与制度実施要領等（第2条―第8条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第3項の規定に基づき独立行政法人住宅金融支援機構の業務の実績を賞与に反映するための制度（以下「業績連動型賞与制度」という。）の実施方法を定め、もって職員の士気向上及びより効率的な業務実施に繋げることを目的とする。

第2章 業績連動型賞与制度実施要領等

（業績連動型賞与制度実施要領の作成）

第2条 業績連動型賞与制度については、別紙「業績連動型賞与制度実施要領」のとおり行う。

（委員会の設置）

第3条 業績連動型賞与制度の実施の妥当性及びその実施内容を審議するため、住宅金融支援機構業績連動型賞与制度委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の構成）

第4条 委員会の委員長には理事長を、副委員長には副理事長をそれぞれ充て、委員には理事その他委員長が指名する者を充てる。

2 委員長は、委員会を総括する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。ただし、委員長及び副委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

4 委員長は、必要と認めるときは、副委員長及び委員以外の者を出席させることができる。

(審議事項の決定)

第5条 委員会において審議された事項は、副委員長及び委員の意見を聞いて委員長が決定する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が必要と認める都度開催することとし、委員長がこれを招集する。

(議事録の作成)

第7条 委員長は、委員会が開催された都度、その議事録を作成する。

(委員会の事務局)

第8条 委員会の事務局は、経営企画部経営企画グループ及び総務人事部人事グループとする。

附 則

この規程は、平成29年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月8日から施行する。

業績連動型賞与制度実施要領

第1 業績連動型賞与制度実施要領の目的

業績連動型賞与制度を適正に実施するため、業績連動型賞与制度の実施に当たり必要な事項について以下のとおり定める。

第2 定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 主務大臣評価

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第32条第1項の規定に基づき、主務大臣が独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）に対して行った事業年度における業務の実績の評価をいう。

(2) 政策貢献目標

中期目標（通則法第29条第1項の規定に基づき機構が達成すべきものとして主務大臣が定めた目標をいう。以下同じ。）の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」において、証券化支援事業、住宅融資保険事業及び住宅資金融通等事業のそれぞれの事業に対し定められた目標をいう。

(3) 業務運営目標

中期目標の「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」にそれぞれ定められた目標をいう。

(4) 職員

独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号。以下「職員就業規則」という。）第2条第1項に定める職員（以下「正職員」という。）、独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第2条第2項に定める再雇用職員（以下「再雇用職員」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構臨時職員就業規則（平成19年住機規程第21号。以下「臨時職員就業規則」という。）第2条第2項に定めるアシスタントスタッフ型臨時職員（以下「アシスタントスタッフ」という。）をいう。

第3 実施基準並びに業績連動型賞与の支給対象者及び支給規模の範囲

1 実施基準

機構の業績に連動して賞与の加算を行う場合の基準（以下「加算実施基準」という。）又は減算を行う場合の基準（以下「減算実施基準」という。）は、次のとおりとする。

(1) 加算実施基準

次のア及びイを満たしていること

ア 政策貢献目標に対する主務大臣評価において、A以上の評価を1つ以上受けていること

イ 政策貢献目標及び業務運営目標に対する主務大臣評価において、全てB以上の評価を受けていること

(2) 減算実施基準

次のア及びイを満たしていること

ア 業務運営目標に対する主務大臣評価において、C以下の評価を1つ以上受けていること

イ 政策貢献目標及び業務運営目標に対する主務大臣評価におけるA以上の評価の数が、業務運営目標に対する主務大臣評価におけるC以下の評価の数未満であること

2 業績連動型賞与の支給対象者の範囲

業績連動型賞与の支給対象者の範囲は、主務大臣評価の年度（以下「評価年度」という。）の翌年度の12月1日現在において在職する職員（職員就業規則第45条第4号の規定により理事長の要請に応じ、国等の機関に使用されるものを含む。）のうち、次の職員とする。

(1) 評価年度において、独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程（平成19年住機規程第30号。以下「職員給与規程」という。）第20条第1項の規定及び独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程（平成25年住機規程第32号。以下「再雇用職員給与規程」という。）第9条の2に基づき勤務成績に応じた割合を乗じて計算した勤勉手当の支給が行われた職員（職員就業規則第44条及び第45条第1号の規定により退職し、当該退職した日の翌々日以降に採用又は再雇用された職員を除く。）

(2) 審議役、上席監事補を命ぜられた職員その他総務人事部の事務を担当する役員が実施細則に定める職員

(3) 評価年度において、臨時職員就業規則第16条の4の規定に基づき勤務成績の評価を受けた職員（臨時職員就業規則第5条の2の規定に基づき評価年度の翌年度において再雇用されたものに限る。）

3 業績連動型賞与の支給規模の範囲

業績連動型賞与の支給規模の範囲は、評価年度の勤務成績に基づき支給された勤勉手当に適用した賞与支給月数（機構の予算に基づき、総務人事部の事務を担当する役員が支給期現在日の都度定める勤勉手当の支給割合をいう。）に対し、加算又は減算する場合にそれぞれ上下10%とする係数（以下「基準値」という。）を原則として、それ以下の範囲内で定める係数（以下「支給係数」という。）を乗じたものとする。

第4 実施に当たり留意すべき事項

第3に定める実施基準に該当した場合にあっては、業績連動型賞与制度の実施に当たり、以下の事項について、総合的に確認を行う。

1 加算実施基準に該当した場合

(1) 業績連動型賞与制度の実施の可否

評価年度の事象（評価年度に生じた原因により評価年度後に発現した事象。（2）において同じ。）を踏まえ、賞与の加算の実施に支障がないことの確認を行う。

(2) 適用対象

評価年度の事象を踏まえ、賞与の加算を行うべきでない部署又は職員の有無の確認を行う。

(3) 支給係数

支給係数を基準値とすることに支障がないことの確認を行う。

2 減算実施基準に該当した場合

(1) 業績連動型賞与制度の実施の可否

賞与の減算の実施に支障がないことの確認を行う。

(2) 適用対象

評価年度の事象を踏まえ、賞与の減算を行うべきでない部署又は職員の有無の確認を行う。

(3) 支給係数

支給係数を基準値とすることに支障がないことの確認を行う。

3 その他

1及び2のほか、実施を決定する時点において実施内容について総合的に配慮すべき事象の有無の確認を行う。

第5 実施の手続

1 事務局案の作成

住宅金融支援機構業績連動型賞与制度委員会（以下「委員会」という。）の事務局は、各年度の主務大臣評価において第3の1に定める実施基準に該当した場合にあっては、第4に定める事項を確認の上、業績連動型賞与制度の実施の可否並びに適用対象及び支給係数に関する事務局案を作成し、委員会に提示する。

2 事務局案の審議

委員会は、1により提示された事務局案の妥当性について総合的に審議する。

第6 業績連動型賞与への反映

1 正職員及び再雇用職員の業績連動型賞与への反映

正職員及び再雇用職員の業績連動型賞与の支給に係る事項については、職員給与

(別紙)

規程及び再雇用職員給与規程のそれぞれに定めるところによる。

2 アシスタントスタッフの業績連動型賞与への反映

アシスタントスタッフの業績連動型賞与の支給に係る事項については、総務人事部の事務を担当する役員が実施細則に定める。